

※2020年11月10日に、都道府県・特別区・政令指定都市の教育委員会宛てに、文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」の周知のために送付した、手紙のフォーマットです。

令和2年11月10日

＝各教委名＝

教育長 ＝各教育長名＝ 先生

スクールカウンセラー採用ご担当者様

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

理事長 石隈 利紀

文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」 情報提供とガイダンスカウンセラーご採用のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃よりご厚情を賜り、まことにありがとうございます。

このたび文部科学省初等中等教育局児童生徒課様より「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」（令和2年10月）が公表されました。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20201012-mxt_kouhou02-01.pdf

そして「Q&A」において、「Q3. スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか」で、「⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者」として「ガイダンスカウンセラー」が例示されましたので、ご報告まで申し上げます。

当協議会は、児童生徒一人一人の発達を支援するスクールカウンセリングを推進し、その一環として、ガイダンスカウンセラー資格の認定を行っております。

ガイダンスカウンセラーは、課題を抱えた児童生徒、保護者、先生方の個別面接に加えて、予防的な集団指導、学校全体でのチーム対応、児童生徒のキャリア支援などの能力も有する特色がございます。

なお、＝都道府県＝内在住のガイダンスカウンセラーは、＝都道府県内のGC数＝名おります。

僭越ではございますが、貴委員会にてスクールカウンセラーを採用されます折には、ガイダンスカウンセラーを資格要件に含めて、ご活用を賜りますと幸いです。

末筆ではございますが、貴委員会のますますのご発展ならびに貴地域の児童生徒様のさらなるご成長を祈念いたします。

謹白

〔連絡先〕

一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会

〒112-0012 東京都文京区大塚 1-4-15

Tel. 03-3941-8049 Fax. 03-3941-8116

E-Mail info@jsca.guide

※＝網掛け＝の箇所は、各教育委員会にあわせて変更しています。

スクールカウンセラー等活用事業に関する Q & A

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
令和2年10月



Q3. スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか。

A3. スクールカウンセラー等活用事業実施要領においては、SCの選考に当たり、以下の資格等を求めています。

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあつた者
- ⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

なお、上記⑤については、各教育委員会において適切に判断していただく必要がありますが、例えば、学校現場における心理支援の実務の実績を重視する一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会の認定に係るガイダンスカウンセラーなど、心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者が想定されます。もとより、採用に当たっては、公認心理師や臨床心理士も含め、資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で、選考していただきたいと考えております。